

「重点計画－2006(案)」に関する意見

平成18年6月30日

内閣官房 IT 担当室 御中

郵便番号 105-7303
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいのしや
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

平成18年6月1日付けで公表されました「重点計画－2006(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当分野	1. 基本的な方針
該当ページ	1
意見概要	各施策の進捗状況に関するモニタリングの実施や、進捗に応じた各施策の見直しに関する意見募集の機会を設けて頂くことは、世界最先端のIT国家の実現を確実なものとする上で重要であると考えます。
意見本文	「重点計画－2006(案)」にて設定された各施策のモニタリングの実施や、進捗に応じた各施策の適宜見直しに関する意見募集の機会を設けて頂くことは、世界最先端のIT国家の実現に向けた、各施策の推進を確実なものとする上で重要であると考えます。

該当分野	2. 基本方針 2.2 推進体制 (1)IT 戦略本部のリーダーシップ
該当ページ	3
意見概要	IT戦略本部に求められている「府省の縦割りを排して施策に取り組むこと」を実行して頂くことは、各施策の実現を確実なものとする上で必要であると考えます。
意見本文	<p>IT戦略本部に求められている「府省の縦割りを排して施策に取り組むこと」を実行して頂くことは、各施策の実現をより確実なものとする上で必要であると考えます。</p> <p>尚、電気通信分野における府省横断的な方策の実現に向けた取組みの具体例として、電気通信市場の競争評価における、総務省殿と公正取引委員会殿の連携の強化が考えられます。</p>

該当分野	2. 基本方針 2.2 推進体制 (3)官民の役割分担
該当ページ	5
意見概要	政府の役割として「市場競争を重視した規制改革・競争政策」を踏まえつつ、重点計画を推進していく点に賛同します。
意見本文	<p>消費者利益を最大化する為のアプローチは、規制主導型でなく、市場原理を重視した市場主導型による競争です。</p> <p>従って、競争環境の整備を行う際には、過度な規制介入を行なうことなく、市場原理を重視した、適切な競争政策を採用する必要があると考えます。尚、その際に、市場支配的事業者に対しては、より厳格な規制を課す必要があると考えます。</p>

該当分野	(10) 1.4世界一安全な道路交通社会
該当ページ	26
意見概要	システム構築及び移行を早期に完了できるように推進すべきであると考えます。
意見本文	<p>IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会の報告書(平成18年3月)にて、IP位置情報通知共通システムの有益性と当該システムへの移行スケジュールが示されています。</p> <p>当該報告書にあるように、消防機関及び事業者にとって当該システムへの移行は効率性が高まるものであり、その結果国民の安全性確保にもつながることから、当該システムが早期に導入されるよう、推進すべきであると考えます。</p>

該当分野	2. IT 基盤の整備 2.2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備 (2)電気通信事業の公正な競争環境の整備等
該当ページ	56
意見概要	電気通信事業分野におけるより公正な競争環境を整備する為には、市場支配的事業者に対して現行以上の厳正な対処を行う必要があると考えます。
意見本文	<p>総務省殿が実施している電気通信市場の競争評価については、市場における競争状況を把握する上で有効であると考えます。</p> <p>より公正な競争環境の整備等を行う上では、当該競争評価の結果に基づいて、具体的にどのようなアクションを実行するかということが重要であると考えます。</p> <p>総務省殿の競争評価によると、電気通信市場には、市場支配的事業者が存在することが認められており、より公正な競争環境を整備するために、これらの事業者に対して、現行以上の厳正な対処を行っていく必要があると考えます。</p>

該当分野	2. IT 基盤の整備 2.2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備 ③地上デジタル放送への全面移行
該当ページ	59
意見概要	電気通信役務利用放送法に基づく IP マルチキャスト技術を用いた有線役務利用放送 (IPマルチキャスト放送) における著作権法上の取り扱いを、「有線放送」と同様にすべきであると考えます。
意見本文	<p>「地上波デジタルテレビ放送の再送信に利用されるIPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いを明確化するため、文化審議会著作権分科会において検討を行い、2006年夏頃までに結論を得る。」とありますが、IPマルチキャスト放送の「放送の同時再送信」に限定した検討だけでは、放送法制において「有線放送」であるにもかかわらず、著作権法上では「有線放送」でないという法制度上の不整合は解消しないものと考えます。</p> <p>従って、IPマルチキャスト放送の「自主放送」部分についても、著作権法上の「有線放送」と同様の取扱いとなるよう、継続して検討すべきであると考えます。</p>

該当分野	2. IT 基盤の整備 2.2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備 ③地上デジタル放送への全面移行
該当ページ	59
意見概要	地上デジタル放送完全移行実現のため、多様な伝送路を検討して効率的に進めることに賛同します。
意見本文	<p>2011 年の地上デジタル放送完全移行については、アナログ停波時に視聴できない国民が発生しないよう、地上デジタル放送を早急に現在のアナログ放送の到達エリア全てに届けるため、費用対効果等を考慮頂き、多様な伝送路・伝送方式を用いて地上デジタル放送完全移行を推し進めていくべきであると考えます。</p> <p>特に、衛星、FTTH、ADSL だけでなく今後開発される新しい技術にも柔軟に対応できるようにすべきであると考えます。</p>

以上